

2011年（平成23年） 2月24日

京都府内選出衆参両国会議員
与 党 民 主 党 議 員 様

障害者権利条約の批准と
完全実施をめざす京都実行委員会
実行委員長 竹下 義樹

「障害者基本法改正」についての要望

平素より障害者福祉の向上に向けてのご尽力に心から敬意を表します。

2009年12月に内閣府の下、全閣僚で構成される障がい者制度改革推進本部が設置され、その下に障がい者制度改革推進会議が設けられました。同会議においては、障害者基本法の抜本改正が掲げられ、2010年12月に取りまとめられた第2次意見を踏まえ、2011年の通常国会へ法案提出するとのスケジュールが示されています。今回の障害者基本法改正は、これまでの改正とは異なり、障害者権利条約批准のための国内法整備の第一歩という極めて重要な位置づけであり、ここで十分な内容の改正を実現することで、続く総合福祉法、差別禁止法等などの重要な法案制定へつながっていくものです。

障害者権利条約は、「障害者は権利の主体である」そして「障害者に対する差別を禁止する」ことにその理念は集約されます。この理念が障害者基本法改正の視点となります。

さらに今回の障害者基本改正の最大のポイントは、すべての障害のある人たちの現状を、他の市民と同等の環境一条件に引き上げることです。

今回の改正で、障害者権利条約でうたわれた国際水準に日本が達することを私たち関係者は、願ってやみません。つきましては、以上の様な主旨をご理解の上、以下の点について要望する次第です。

なにとぞご尽力いただけますよう よろしく願いいたします。

要望内容

障がい者制度改革推進会議が12月17日にまとめた「障がい者制度改革の推進のための第二次意見」にもとづき、障害者基本法の改正をおこなって下さい。